



第7章 計画の推進

1 計画の推進のために

1-1 町民、地域、行政等の連携

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れることを望んでいます。その実現のためには、本計画の推進を町民、地域、行政などがそれぞれの立場や能力を活かしながら連携し、支援体制を構築していくことが重要です。

町民一人ひとり、地域全体でお互いに助け合い、支え合いを推進していく地域福祉を実現していきます。

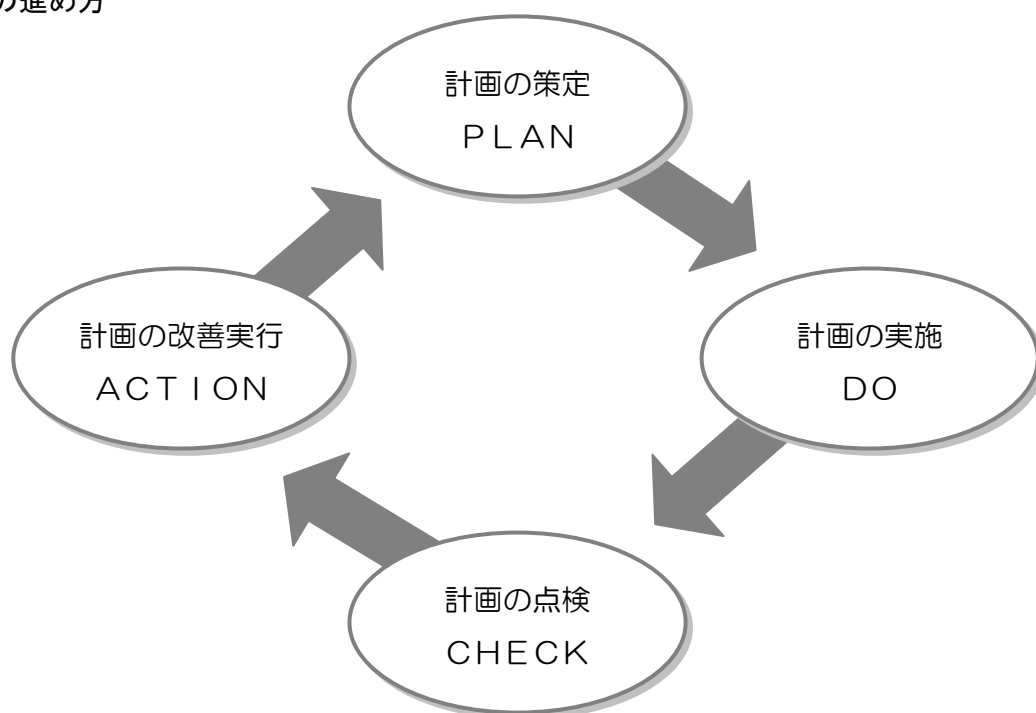


2 推進体制の整備・強化

2-1 内部推進体制の強化

介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の進捗状況を検証するため、要支援・要介護高齢者数(申請状況)、サービス利用状況、サービスの質の状況等について評価分析するほか、介護予防の強化という観点からも、介護予防プランの適正な作成や効果を測定する等、介護保険対象外サービスの在り方についても行政内部と関係機関との連携、調整を図り、検討を進めていくこととします。

○計画の進め方



2-2 地域包括支援センター運営協議会等

地域包括支援センター運営協議会は、平成18年度に開設する地域包括支援センターの運営が中立性・公平性を保って実施されるよう設置します。運営協議会のメンバーは被保険者の代表、介護保険事業者、関係団体等により構成します。

また、地域密着型サービスの提供にあたっては、地域密着型サービス運営委員会を設置して適正なサービスが提供されるよう、関係機関との連携のもと運営していきます。